

審議結果速報

(令和7年3月24日)

陳情7年生活環境第2号

鳥取県議会

陳 情 審 議 結 果

令和7年2月定例会

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
7年-2 (R7.2.13)	生 活 環 境	国に対し「原発依存度の低減」を求める意見書を提出することを求める陳情	不 採 択 (R7.3.24)

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対して、「再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること」を求める旨の意見書を提出すること。

▶所管委員長報告（R7.3.24 本会議）会議録暫定版

国において、令和7年2月18日に閣議決定した「第7次エネルギー基本計画」の中で、資源に乏しく化石燃料等、海外からの輸入に頼らざるを得ない我が国の固有事情を踏まえ、今後、DXの進展等による電力需要増加も見込まれる中、エネルギーの安定供給と脱炭素を両立する観点で、再生可能エネルギーを主力電源としつつ、特定の電源や燃料に過度に依存しないバランスのとれた電源構成を目指して、再生可能エネルギーや原子力を最大限活用する方針を示したところです。

エネルギー需給に関する施策は、エネルギー政策基本法に基づく国の専権事項であり、将来の電源構成は、国民生活や経済活動の基盤となるエネルギーの安定供給確保の観点で、国際情勢や今後の国内電力需給の見通しなどを踏まえ、我が国全体のエネルギー政策として、国の責任において検討・策定されております。

したがって、本件陳情について、本県議会として国への意見書提出が必要とは考えられないという意見があり、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

2024年10月25日に鳥取県知事・米子市長・境港市長は三者連名で、島根原子力発電所に関連して11項目の要望を経済産業大臣に対して行っている。知事が経済産業省に出向き、適切な対応を強く求めるとして、直接上月副大臣に要望書を手渡した。

この11項目の中に、「再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること」という要望事項がある。

国は、2021年に策定された第6次エネルギー基本計画でこのように述べている。

東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度の新たな削減目標の実現を目指すに際して、原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する。

しかしながら、その後、国は原発の稼働年数の長期化・新規建設の容認等、原発に関する政策を転換し、現在策定を進めている第7次エネルギー基本計画（案）においては、「原発依存度の低減」の表現は消え「原発の最大限活用」を謳っている。

そういった動きの中で、島根原発周辺自治体の立場から鳥取県知事・米子市長・境港市長はあくまでも「原発依存度の低減」を国に求めている。

議会としても、国に対して同様の趣旨の意見書を提出することを求める。

▶提出者

さよなら島根原発ネットワーク 共同代表 新田 ひとみ

現 状 と 県 の 取 組 状 況

2/21 常任委員会資料

生活環境部（脱炭素社会推進課）

【現 状】

エネルギー基本計画における原子力発電の位置づけ

＜第6次エネルギー基本計画（抜粋）＞

電力供給部門については、S + 3 Eの原則を大前提に、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限導入に向けた最優先の原則での取組、安定供給を大前提にできる限りの化石電源比率の引下げ・火力発電の脱炭素化、原発依存度の可能な限りの低減といった基本的な方針の下で取組を進める。

※S + 3 E：安全性（Safety）を大前提として、安定供給（Energy Security）、経済効率性（Economic Efficiency）、環境適合（Environment）を同時に実現する考え方のこと。

＜第7次エネルギー基本計画（抜粋）＞ R7.2.18閣議決定

化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠である。再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギーと原子力を共に最大限活用していくことが極めて重要となる。

日本における電源構成

電 源	2023年度 速報値	2030年度目標 (第6次基本計画)	2040年度目標 (第7次基本計画)
再生可能エネルギー	22.9%	36～38%	4～5割程度
原子力	8.5%	20～22%	2割程度
火力	68.6%	41%	3～4割程度

【県の取組状況】

エネルギー需給に関する施策は、エネルギー政策基本法に基づく国の専権事項であり、国に対しては、「島根原子力発電所2号機の安全対策に係る要望」の中で、第6次エネルギー基本計画に定められている内容が着実に実行されるよう、以下のとおり要望している。

＜要望事項＞「島根原子力発電所2号機の安全対策に係る要望」（抜粋）

再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること（R6.10.25、R4.3.25米子市、境港市と共同で経済産業省へ要望）

※参考法令：エネルギー政策基本法第5条第1項

「第五条 国は、第二条から前条までに定めるエネルギーの需給に関する施策についての基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」